

東大阪市人権啓発協議会規約

(目 的)

第1条 本会は、基本的人権の尊重を理念とする憲法の趣旨に基づき、市民の人権意識の普及高揚に関する啓発活動を行い、もって明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、東大阪市人権啓発協議会と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、東大阪市役所内に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権意識を啓発するための研究会、研修会の開催
- (2) 市民の人権意識の普及高揚
- (3) 人権に関する各種資料の収集
- (4) そのほか、本会の目的達成に必要なこと

(構 成)

第5条 本会の会員は、東大阪市内にあって本会の目的に賛同し、その事業に協力する団体及び個人をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会は次の役員を置く。

会長 1名

副会長 8名以内

会計 1名

理事 35名以内(会長、副会長、会計及び監事を含む)

監事 2名

(役員を選出及び任期)

第7条 理事は、総会において選出する。

2 会長、副会長、会計及び監事は、理事の互選による。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員に欠員が生じた場合は、理事会において選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は、本会の会計事務を行う。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問・参与)

第9条 本会に顧問・参与を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関し、会長の諮問に応じる。

4 参与は、市立学校園の校長、園長及び学識経験者若干名を、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

5 参与は、本会の活動を学校、地域社会との連携をはかりながら推進できるように努める。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、理事会、行事検討委員会、地区代表推進委員
会及び地区推進委員会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会)

第11条 総会は、役員、推進委員をもって構成する。

2 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、会長若しくは理事会が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上が会議の目的たる事項を示して請求したとき会長が招集する。

3 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の議決事項)

第12条 総会においては、この規約の定めるもののほか次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の承認

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 規約の制定及び改廃

(4) そのほか、理事会において必要と認める事項

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長、会計、理事及び監事をもって構成し、会長が必要であると認めたとき又はその構成員の3分の1以上が会議の目的たる事項を示して請求したときに会長が理事会を招集する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の議決事項)

第14条 理事会は、この規約で定めるもののほか次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付すべき事項

(3) 会務の執行に関する事項で、理事会が必要と認める事項

(行事検討委員会)

第15条 本会に、人権に関する行事や課題等を検討するため行事検討委員会を置く。

2 行事検討委員会は、役員のなかから会長が推薦する役員により組織する。

3 行事検討委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 行事検討委員会で検討した内容については、理事会に諮る。

(推進委員)

第16条 推進委員は、当該団体又は、地区における事業活動の推進をはかる。

2 推進委員の選出は、当該団体又は参与の推薦にもとづき選出する。

(地区推進委員会)

第17条 小学校並びに部会の各単位ごとに、推進委員をもって構成する地区推進委員会を設置する。

2 地区推進委員会は、当該地域における事業活動に関する事項を審議する。

3 地区推進委員会は、地区代表推進委員が招集する。

(地区代表推進委員会)

第18条 小学校並びに部会の各単位ごとに、推進委員の互選により、正副2名の地区代表推進委員を選出し、会長が委嘱する。

2 地区代表推進委員をもって構成する地区代表推進委員会を設置する。

3 地区代表推進委員会は、各小学校区、各部会の事業に関する事項を審議する。

4 地区代表推進委員会は、会長が招集する。

5 地区代表推進委員の任期は、第7条の規定を準用する。

(部 会)

第19条 小学校区に所属しない推進委員については、それぞれ部会を構成し、第17条及び第18条の規定を準用する。

(特別委員会)

第20条 本会は、理事会の議決を持って、特定の事業についての企画立案等にあたるため、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会は、委員長が招集する。

(議 決)

第21条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経 費)

第22条 本会の経費は、市の補助金及びそのほかの収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

この規約は昭和54年4月25日から施行する。

附 則

この規約は昭和55年5月31日から施行する。

附 則

この規約は昭和59年6月 8日から施行する。

附 則

この規約は平成 2年7月 4日から施行する。

附 則

この規約は平成 7年 7 月 6日から施行する。

附 則

この規約は平成19年6月23日から施行する。